

令和7年

第1回おいらせ町議会定例会

議案書

添付参考資料

青森県おいらせ町



令和7年第1回おいらせ町議会定例会 議案書添付参考資料

No.	内 容	頁
1	諮問第1号関係 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
2	議案第1号関係 おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6
3	議案第2号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7
4	議案第3号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7
5	議案第4号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	8
6	議案第5号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	8
7	議案第6号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9
8	議案第7号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9
9	議案第8号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	10
10	議案第9号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	10
11	議案第10号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	11
12	議案第11号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	11
13	議案第12号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12
14	議案第13号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12
15	議案第14号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	13
16	議案第15号関係 おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	13
17	議案第16号関係 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (1) おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (2) おいらせ町町税条例 新旧対照表 (抜粋) (3) おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	14

No.	内 容	頁
18	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p> <p>(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(2) おいらせ町消防団条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(3) おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	22
19	<p>おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	25
20	<p>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について</p> <p>(1) おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(2) おいらせ町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(3) おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(4) おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(5) おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(6) おいらせ町議会事務局設置条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	50
21	<p>おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	56
22	<p>おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	58
23	<p>おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	66
24	<p>おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	72
25	<p>除雪グレーダ (3.1m級) 購入契約の締結について</p>	77
26	<p>町道の路線認定について 路線図</p>	78

1 諮問第 1 号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 小<sup>こ</sup>西<sup>にし</sup>久美子<sup>くみこ</sup>

## 2 議案第 1 号関係

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	お	お	き	げん	えい
		大	木	元	英	

### 3 議案第 2 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      よし   だ   よし   のり  
                 吉   田   良   紀

### 4 議案第 3 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      はかま   だ   みつ   お  
                 袴   田   光   雄

5 議案第 4 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	まつ	ばやし	かつ	とも
		松	林	勝	智

6 議案第 5 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	いわ	さき	ひとし
		岩	崎	仁

7 議案第 6 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	ぬま	だて	ひろ	し
		沼	館	廣	志

8 議案第 7 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	かみくぼ	たつ	み
		上久保	辰	視

9 議案第 8 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      まつ   ばやし   かず   や  
                 松   林   一   弥

10 議案第 9 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      く   じ   ひろ   こ  
                 久   慈   弘   子

1 1 議案第10号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	ひがくぼ	とおる
		日ヶ久保	亨

1 2 議案第11号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	たま	かわ	つとむ
		玉	川	勉

1 3 議案第 1 2 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	かしわ	ざき	さち	こ
		柏	崎	幸	子

1 4 議案第 1 3 号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	た	なか	まさ	ゆき
		田	中	正	幸

15 議案第14号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏名	たち	はな	とも	ひこ
	立	花	友	彦

16 議案第15号関係

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏名	ひ	が	く	ぼ	ひろ	ゆき
	日	ヶ	久	保	浩	幸

17 議案第16号関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現 行	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
略	略	略	略
7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成26年おいらせ町告示第24号)に関する事務であって規則で定めるもの	7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成26年おいらせ町告示第24号)に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
機関	事務	特定個人情報	機関
略	略	略	略
7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成26年おいらせ町告示第24号)に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係 情報 地方税関係 情報	7 町長
			おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成26年おいらせ町告示第24号)に関する事務であって規則で定めるもの
			住民票関係 情報 地方税関係 情報

(2) おいらせ町町税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<b>第2条第16項</b>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 略</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<b>同条第16項</b>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第89条 略</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<b>第2条第15項</b>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 略</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<b>同条第15項</b>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第89条 略</p>

改正案	現 行
<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>

(3) おいらせ町議会の個人情報保護に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員</p>

改正案	現行												
<p>が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、おいらせ町情報公開条例（平成18年おいらせ町条例第8号。<u>第20条において</u>「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p>	<p>が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、おいらせ町情報公開条例（平成18年おいらせ町条例第8号。<u>以下</u>「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p>												
5～9 略	5～9 略												
<p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において</u>「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p>	<p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p>												
11～13 略	11～13 略												
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)												
第12条 略	第12条 略												
2～4 略	2～4 略												
<p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第38条第1項第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	略	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第38条第1項第1号</td> <td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	略	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報
略	略	略											
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報											
略	略	略											
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報											

改正案			現行		
		ファイル（番号利用法 <b>第2条第10項</b> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			ファイル（番号利用法 <b>第2条第9項</b> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略	略	略	略	略	略
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<b>第3項において</b>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<b>若しくは報酬若しくは福利厚生</b>に関する事項<b>又は</b>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）</p>			<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<b>以下</b>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<b>又は報酬、福利厚生</b>に関する事項<b>その他</b>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<b>議会の保有する</b>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<b>この章において</b>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<b>この</b></p>		

改正案	現 行
<p>をすることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報</p>	<p><u>章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報</p>

改正案	現 行
<p>とができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<b>前章</b>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定<b>に資する情報の提供</b>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮</p>	<p>とができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<b>この章において</b>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<b>この章及び第48条において</b>「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<b>この章において</b>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<b>第4章</b>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講</p>

改正案	現 行
した適切な措置を講ずるものとする。	ずるものとする。

18 議案第17号関係

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>拘禁刑</b>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>禁錮</b>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現 行
<p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>

(2) おいらせ町消防団条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <b>拘禁刑</b>以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <b>禁錮</b>以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(3) おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録され</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録され</p>

改正案	現 行
<p>た第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<b>拘禁刑</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>た第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<b>懲役</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

19 議案第18号関係

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族 (<u>第3項において「扶養親族たる父母等」という。</u>) に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である職員 (以下「医療職(1)4級職員」という。) に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 重度心身障がい者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族 (次項において「扶養親族たる子」という。)</u> については1人につき1万3,000円、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族 (<u>以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。</u>) に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である職員 (以下「医療職(1)4級職員」という。) に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円、<u>前項第2号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。)</u> については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下「特定期間」という。)</u> にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

改正案	現 行
<p><u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>第13条 削除</u></p>	<p><u>第13条 新たに職員となった者に扶養親族（医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u></p> <p><u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u></p> <p><u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、</u></p>

改正案	現行
	<p><u>その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、医療職(1)4級職員以外の職員から医療職(1)4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(医療職(1)4級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から、15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職(1)4級職員が医療職(1)4級職</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を<u>除く</u>。）に支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 100分の20</p> <p>(2) 2級地 100分の16</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の8</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の4</u></p> <p>3 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条 第11条第1項に規定する職にある職</p>	<p><u>員以外の職員となった場合</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職(1)4級職員以外のものが医療職(1)4級職員となった場合</u></p> <p><u>(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を<u>除き、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る</u>。）に支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 100分の20</p> <p>(2) 2級地 100分の16</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p><u>(6) 6級地 100分の6</u></p> <p><u>(7) 7級地 100分の3</u></p> <p>3 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条 第11条第1項に規定する職にある職</p>

改正案	現行																																
<p>員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務をした場合</p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>3 略</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第35条 第5条第3項から第10項まで及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;"><b>行政職給料表</b></p> <table border="1" data-bbox="188 1935 785 2024"> <tr> <td>職員の</td> <td>職務</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>の級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	区分	の級							<p>員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務した場合</p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>3 略</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第35条 第5条第3項から第10項まで、第12条、第13条及び第30条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;"><b>行政職給料表</b></p> <table border="1" data-bbox="836 1935 1433 2024"> <tr> <td>職員の</td> <td>職務</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>の級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	区分	の級						
職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級																										
区分	の級																																
職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級																										
区分	の級																																

改 正 案								現 行							
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年前								定年前							
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	再任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	短時間	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	勤務職	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	員以外	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	の職員	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600		10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200		11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700		12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600		13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500		14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400		15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200		16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700		17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500		18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200		19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800		20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500		21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900		22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300		23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700		24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100		25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300		26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500		27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500		28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600		29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800		30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900		31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000		32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700		33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400		34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100		35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800		36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700

改正案							現行						
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000

改正案							現行						
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	346,000	386,600			86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	346,400	387,000			87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	346,800	387,400			88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	347,000	387,700			89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	347,400	388,200			90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	347,800	388,600			91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	348,200	389,000			92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	348,400	389,300			93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	348,800				94		299,400	347,400	386,600		
95		299,700	349,200				95		299,700	347,800	387,000		
96		300,100	349,500				96		300,100	348,200	387,400		
97		300,300	349,800				97		300,300	348,400	387,700		
98		300,600	350,200				98		300,600	348,800	388,200		
99		301,000	350,600				99		301,000	349,200	388,600		
100		301,400	351,000				100		301,400	349,500	389,000		
101		301,600	351,500				101		301,600	349,800	389,300		
102		301,900	351,900				102		301,900	350,200			
103		302,200	352,300				103		302,200	350,600			
104		302,500	352,700				104		302,500	351,000			
105		302,700	353,200				105		302,700	351,500			
106		303,000	353,600				106		303,000	351,900			
107		303,300	353,900				107		303,300	352,300			
108		303,600	354,200				108		303,600	352,700			
109		303,800	354,700				109		303,800	353,200			
110		304,200					110		304,200	353,600			
111		304,600					111		304,600	353,900			
112		304,900					112		304,900	354,200			

改 正 案							現 行							
113		305,100					113		305,100	354,700				
114		305,300					114		305,300					
115		305,600					115		305,600					
116		306,000					116		306,000					
117		306,200					117		306,200					
118		306,400					118		306,400					
119		306,700					119		306,700					
120		307,000					120		307,000					
121		307,400					121		307,400					
122		307,600					122		307,600					
123		307,900					123		307,900					
124		308,200					124		308,200					
125		308,500					125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

別表第2（第4条関係）

医療職給料表(1)

医療職給料表(1)

職員の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	号給	円	円	円	円
1		291,400	400,300	455,100	549,800
2		293,700	403,000	457,100	555,900
3		296,000	405,600	459,000	561,200
4		298,200	408,100	460,900	566,100
5		300,300	410,500	462,300	570,500
6		303,800	412,700	464,100	574,800
7		307,300	414,800	465,900	578,400
8		310,700	416,900	467,700	581,400
9		314,100	419,000	469,500	583,900
10		317,600	420,500	471,300	586,200
11		321,000	422,000	473,100	

職員の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	号給	円	円	円	円
1		291,400	370,000	426,700	484,400
2		293,700	372,600	428,700	486,200
3		296,000	375,100	430,700	488,000
4		298,200	377,600	432,600	489,800
5		300,300	380,100	434,500	491,600
6		303,800	382,800	436,100	493,300
7		307,300	385,500	437,700	495,000
8		310,700	388,100	439,300	496,700
9		314,100	390,200	440,900	498,400
10		317,600	392,700	442,700	500,500
11		321,000	395,200	444,500	502,600

改 正 案					現 行				
12	324,400	423,500	474,900		12	324,400	397,700	446,300	504,700
13	327,800	424,900	476,700		13	327,800	400,300	448,100	506,700
14	331,300	426,400	478,500		14	331,300	403,000	449,900	508,600
15	334,700	427,900	480,300		15	334,700	405,600	451,700	510,700
16	338,100	429,300	482,100		16	338,100	408,100	453,500	512,700
17	341,500	430,700	483,900		17	341,500	410,500	455,100	514,600
18	344,600	432,200	485,800		18	344,600	412,700	457,100	516,600
19	347,700	433,700	487,700		19	347,700	414,800	459,000	518,600
20	350,800	435,100	489,600		20	350,800	416,900	460,900	520,400
21	354,000	436,500	491,500		21	354,000	419,000	462,300	522,200
22	357,100	438,000	493,200		22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	439,500	495,000		23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	440,900	496,800		24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	442,300	498,400		25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	443,700	500,200		26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	445,100	502,000		27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	446,500	503,600		28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	447,900	505,000		29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	449,300	506,700		30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	450,700	508,500		31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	452,100	510,200		32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	453,500	511,700		33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	454,900	513,000		34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	456,300	514,300		35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	457,700	515,600		36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	459,100	516,600		37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	460,800	517,900		38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	462,400	519,200		39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	464,000	520,500		40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	465,600	521,500		41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	466,800	522,300		42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	468,000	523,100		43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	469,100	523,900		44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	470,100	524,800		45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	471,100	525,600		46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	472,000	526,400		47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	472,800	527,100		48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	473,500	527,900		49	399,400	459,100	511,700	565,200

改 正 案					現 行				
50	399,900	474,200	528,700		50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	474,900	529,400		51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	475,500	530,300		52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	476,200	531,200		53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	476,900	532,000		54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	477,500	532,900		55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	478,100	533,800		56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	478,400	534,600		57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	479,000	535,500		58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	479,700	536,400		59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	480,400	537,100		60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	480,800	537,900		61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	481,400	538,800		62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	482,100	539,700		63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	482,800	540,600		64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	483,200	541,400		65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		483,800	542,300		66		476,900	528,700	
67		484,400	543,200		67		477,500	529,400	
68		484,900	544,100		68		478,100	530,300	
69		485,400	544,900		69		478,400	531,200	
70		485,900	545,800		70		479,000	532,000	
71		486,400	546,700		71		479,700	532,900	
72		486,900	547,600		72		480,400	533,800	
73		487,300	548,400		73		480,800	534,600	
74		487,800			74		481,400	535,500	
75		488,200			75		482,100	536,400	
76		488,700			76		482,800	537,100	
77		489,200			77		483,200	537,900	
78		489,800			78		483,800	538,800	
79		490,400			79		484,400	539,700	
80		490,800			80		484,900	540,600	
81		491,300			81		485,400	541,400	
82		491,900			82		485,900	542,300	
83		492,500			83		486,400	543,200	
84		493,000			84		486,900	544,100	
85		493,500			85		487,300	544,900	
					86		487,800	545,800	
					87		488,200	546,700	

改 正 案					現 行				
					88	488,700	547,600		
					89	489,200	548,400		
					90	489,800			
					91	490,400			
					92	490,800			
					93	491,300			
					94	491,900			
					95	492,500			
					96	493,000			
					97	493,500			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料 月額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用1		188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
短時間2		190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
勤務職3		192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
員以外4		194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
の職員5		196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用1		188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
短時間2		190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
勤務職3		192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
員以外4		194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
の職員5		196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200

改 正 案							現 行						
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900		15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400		16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900		17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500		18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100		19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600		20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900		21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400		22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900		23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400		24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900		25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400		26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900		27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300		28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700		29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300		30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800		31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300		32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500		33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600		34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800		35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900		36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900		37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700		38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700		39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800		40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800		41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800		42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800		43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700		44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500		45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300		46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200		47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000		48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500		49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300		50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100		51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900		52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	

改正案						現行					
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
86		294,100	331,700	352,500		86		294,100	330,400	351,200	393,100
87		294,300	332,000	352,800		87		294,300	330,600	351,500	393,500
88		294,500	332,300	353,100		88		294,500	330,900	351,800	393,900
89		294,900	332,600	353,500		89		294,900	331,300	352,200	394,300
90		295,100	332,800	353,800		90		295,100	331,700	352,500	394,800

改 正 案						現 行						
91		295,300	333,200	354,100		91		295,300	332,000	352,800	395,200	
92		295,500	333,500	354,400		92		295,500	332,300	353,100	395,600	
93		295,900	333,700	354,700		93		295,900	332,600	353,500	396,000	
94		296,100	334,000	355,100		94		296,100	332,800	353,800		
95		296,300	334,300	355,500		95		296,300	333,200	354,100		
96		296,600	334,600	355,900		96		296,600	333,500	354,400		
97		296,900	334,800	356,400		97		296,900	333,700	354,700		
98		297,100	335,100	356,800		98		297,100	334,000	355,100		
99		297,300	335,400	357,200		99		297,300	334,300	355,500		
100		297,600	335,600	357,600		100		297,600	334,600	355,900		
101		297,900	335,800	358,100		101		297,900	334,800	356,400		
102		298,100	336,000			102		298,100	335,100	356,800		
103		298,300	336,400			103		298,300	335,400	357,200		
104		298,600	336,600			104		298,600	335,600	357,600		
105		298,900	336,800			105		298,900	335,800	358,100		
106			337,200			106			336,000			
107			337,600			107			336,400			
108			338,000			108			336,600			
109			338,200			109			336,800			
						110			337,200			
						111			337,600			
						112			338,000			
						113			338,200			
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額		月額	月額	月額	月額	月額
短時間		円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
勤務職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円

改正案							現行						
再任用	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	再任用	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
短時間	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	短時間	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
勤務職	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	勤務職	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
員以外	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	員以外	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
の職員	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	の職員	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500		6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700		7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900		8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000		9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200		10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300		11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400		12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500		13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700		14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800		15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900		16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000		17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200		18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300		19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400		20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500		21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700		22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800		23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900		24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000		25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300		26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600		27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900		28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100		29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600		30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100		31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600		32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800		33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300		34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700		35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100		36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500		37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500		38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600

改 正 案							現 行					
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900		39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200		40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500		41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900		42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200		43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500		44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000		45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200		46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300		47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500		48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600		49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500		50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500		51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400		52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000		53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800		54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600		55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400		56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100		57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900

改正案							現行					
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	350,700	369,600			86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	351,500	370,200			87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	352,300	370,700			88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	352,900	371,000			89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	353,500	371,500			90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	354,100	371,900			91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	354,700	372,200			92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	355,100	372,800			93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	355,500	373,300			94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	356,000	373,800			95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	356,400	374,300			96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	356,900	374,900			97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	357,300	375,400			98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	357,800	375,900			99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	358,200	376,300			100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900			101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400			102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900			103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400			104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	360,100	379,000			105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	360,600	379,400			106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900			107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400			108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000			109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	362,600				110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	363,100				111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	363,500				112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	363,900				113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	364,300				114	298,600	329,800	362,600		

改 正 案				現 行			
115	298,900	330,100	364,800	115	298,900	330,100	363,100
116	299,100	330,400	365,300	116	299,100	330,400	363,500
117	299,400	330,600	365,700	117	299,400	330,600	363,900
118	299,700	330,900	366,200	118	299,700	330,900	364,300
119	300,000	331,200	366,700	119	300,000	331,200	364,800
120	300,300	331,400	367,200	120	300,300	331,400	365,300
121	300,600	331,600	367,500	121	300,600	331,600	365,700
122	301,000	331,900		122	301,000	331,900	366,200
123	301,300	332,200		123	301,300	332,200	366,700
124	301,600	332,500		124	301,600	332,500	367,200
125	301,800	332,700		125	301,800	332,700	367,500
126	302,000	333,000		126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400		127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600		128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800		129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000		130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400		131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600		132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900		133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300		134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700		135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100		136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400		137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800		138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200		139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600		140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900		141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300		142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600		143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000		144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300		145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700		146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100		147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500		148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800		149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200		150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600		151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000		152	309,600	342,000	

改 正 案						現 行							
	153	310,000	342,300				153	310,000	342,300				
	154	310,200					154	310,200					
	155	310,400					155	310,400					
	156	310,700					156	310,700					
	157	311,000					157	311,000					
	158	311,300					158	311,300					
	159	311,600					159	311,600					
	160	311,900					160	311,900					
	161	312,300					161	312,300					
	162	312,600					162	312,600					
	163	312,900					163	312,900					
	164	313,200					164	313,200					
	165	313,600					165	313,600					
	166	313,900					166	313,900					
	167	314,200					167	314,200					
	168	314,500					168	314,500					
	169	314,900					169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500

改 正 案					現 行				
9	217,800	239,900	360,200	445,400	9	217,800	239,900	340,500	424,900
10	220,000	241,500	361,500	446,600	10	220,000	241,500	342,600	426,300
11	222,200	243,100	362,800	447,600	11	222,200	243,100	344,700	427,700
12	224,400	244,700	364,100	448,700	12	224,400	244,700	346,700	429,000
13	226,600	246,300	365,300	449,900	13	226,600	246,300	348,700	430,300
14	228,700	247,800	366,600	450,700	14	228,700	247,800	350,200	431,700
15	230,800	249,200	367,800	451,500	15	230,800	249,200	351,700	433,100
16	232,900	250,600	369,000	452,400	16	232,900	250,600	353,200	434,500
17	235,000	252,000	370,200	453,300	17	235,000	252,000	354,600	435,700
18	236,800	253,200	371,400	453,800	18	236,800	253,200	356,000	437,000
19	238,500	254,400	372,600	454,300	19	238,500	254,400	357,400	438,200
20	240,200	255,600	373,700	454,800	20	240,200	255,600	358,800	439,500
21	241,900	257,000	374,800	455,300	21	241,900	257,000	360,200	440,600
22	243,200	258,200	376,000		22	243,200	258,200	361,500	441,700
23	244,500	259,500	377,200		23	244,500	259,500	362,800	442,900
24	245,800	260,800	378,300		24	245,800	260,800	364,100	444,100
25	247,000	262,100	379,400		25	247,000	262,100	365,300	445,400
26	248,100	264,000	380,600		26	248,100	264,000	366,600	446,600
27	249,200	265,800	381,800		27	249,200	265,800	367,800	447,600
28	250,300	267,600	382,900		28	250,300	267,600	369,000	448,700
29	251,500	269,300	384,000		29	251,500	269,300	370,200	449,900
30	252,800	271,500	385,200		30	252,800	271,500	371,400	450,700
31	254,000	273,700	386,400		31	254,000	273,700	372,600	451,500
32	255,200	275,900	387,500		32	255,200	275,900	373,700	452,400
33	256,300	278,100	388,600		33	256,300	278,100	374,800	453,300
34	257,500	280,300	389,800		34	257,500	280,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	391,000		35	258,700	282,500	377,200	454,300
36	259,900	284,600	392,200		36	259,900	284,600	378,300	454,800
37	261,100	286,600	393,400		37	261,100	286,600	379,400	455,300
38	262,300	288,500	394,700		38	262,300	288,500	380,600	
39	263,500	290,400	395,900		39	263,500	290,400	381,800	
40	264,700	292,200	397,100		40	264,700	292,200	382,900	
41	265,900	294,000	398,300		41	265,900	294,000	384,000	
42	267,000	295,900	399,600		42	267,000	295,900	385,200	
43	268,100	297,700	400,600		43	268,100	297,700	386,400	
44	269,200	299,400	401,700		44	269,200	299,400	387,500	
45	270,200	301,100	402,900		45	270,200	301,100	388,600	
46	271,000	302,900	404,100		46	271,000	302,900	389,800	

改正案				現行			
47	271,800	304,600	405,300	47	271,800	304,600	391,000
48	272,600	306,200	406,500	48	272,600	306,200	392,200
49	273,300	307,800	407,600	49	273,300	307,800	393,400
50	274,100	309,500	408,600	50	274,100	309,500	394,700
51	274,800	311,300	409,900	51	274,800	311,300	395,900
52	275,500	313,000	411,100	52	275,500	313,000	397,100
53	276,300	314,300	412,300	53	276,300	314,300	398,300
54	277,100	316,200	413,400	54	277,100	316,200	399,600
55	277,900	318,000	414,500	55	277,900	318,000	400,600
56	278,600	319,700	415,600	56	278,600	319,700	401,700
57	279,300	321,400	416,600	57	279,300	321,400	402,900
58	280,100	323,300	417,800	58	280,100	323,300	404,100
59	280,900	325,000	419,000	59	280,900	325,000	405,300
60	281,600	326,700	420,200	60	281,600	326,700	406,500
61	282,200	328,400	420,800	61	282,200	328,400	407,600
62	282,900	330,200	421,600	62	282,900	330,200	408,600
63	283,600	332,000	422,300	63	283,600	332,000	409,900
64	284,200	333,700	422,800	64	284,200	333,700	411,100
65	284,900	335,400	423,100	65	284,900	335,400	412,300
66	285,600	336,700	423,400	66	285,600	336,700	413,400
67	286,300	338,000	423,800	67	286,300	338,000	414,500
68	287,000	339,300	424,200	68	287,000	339,300	415,600
69	287,700	340,800	424,500	69	287,700	340,800	416,600
70	288,500	342,300	424,900	70	288,500	342,300	417,800
71	289,200	343,800	425,200	71	289,200	343,800	419,000
72	289,900	345,300	425,500	72	289,900	345,300	420,200
73	290,400	346,700	425,800	73	290,400	346,700	420,800
74	291,100	348,200	426,200	74	291,100	348,200	421,600
75	291,800	349,700	426,500	75	291,800	349,700	422,300
76	292,400	351,200	426,800	76	292,400	351,200	422,800
77	293,000	352,600	427,100	77	293,000	352,600	423,100
78	293,700	354,100	427,400	78	293,700	354,100	423,400
79	294,300	355,600	427,700	79	294,300	355,600	423,800
80	294,900	357,100	427,900	80	294,900	357,100	424,200
81	295,500	358,500	428,100	81	295,500	358,500	424,500
82	296,100	359,800		82	296,100	359,800	424,900
83	296,700	361,100		83	296,700	361,100	425,200
84	297,300	362,300		84	297,300	362,300	425,500

改 正 案				現 行			
85	297,800	363,500		85	297,800	363,500	425,800
86	298,300	364,700		86	298,300	364,700	426,200
87	298,800	365,900		87	298,800	365,900	426,500
88	299,300	367,000		88	299,300	367,000	426,800
89	299,700	368,100		89	299,700	368,100	427,100
90	300,300	369,200		90	300,300	369,200	427,400
91	300,800	370,300		91	300,800	370,300	427,700
92	301,300	371,400		92	301,300	371,400	427,900
93	301,600	372,500		93	301,600	372,500	428,100
94	302,100	373,700		94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800		95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900		96	303,000	375,900	
97	303,400	376,900		97	303,400	376,900	
98	303,900	377,900		98	303,900	377,900	
99	304,400	378,800		99	304,400	378,800	
100	304,800	379,700		100	304,800	379,700	
101	305,200	380,500		101	305,200	380,500	
102	305,600	381,500		102	305,600	381,500	
103	306,000	382,400		103	306,000	382,400	
104	306,300	383,300		104	306,300	383,300	
105	306,500	384,100		105	306,500	384,100	
106	306,800	385,000		106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900		107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800		108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600		109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600		110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500		111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400		112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000		113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900		114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800		115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700		116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500		117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200		118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000		119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800		120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400		121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100		122	310,700	398,100	

改 正 案					現 行				
123	310,900	398,800			123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400			124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000			125	311,500	400,000		
126		400,700			126		400,700		
127		401,200			127		401,200		
128		401,800			128		401,800		
129		402,400			129		402,400		
130		403,000			130		403,000		
131		403,500			131		403,500		
132		404,000			132		404,000		
133		404,300			133		404,300		
134		404,600			134		404,600		
135		404,900			135		404,900		
136		405,200			136		405,200		
137		405,500			137		405,500		
138		405,800			138		405,800		
139		406,100			139		406,100		
140		406,400			140		406,400		
141		406,700			141		406,700		
142		407,000			142		407,000		
143		407,300			143		407,300		
144		407,600			144		407,600		
145		407,800			145		407,800		
146		408,100			146		408,100		
147		408,400			147		408,400		
148		408,600			148		408,600		
149		408,800			149		408,800		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額 円 229,700	基準給料 月額 円 276,000	基準給料 月額 円 330,000	基準給料月 額 円 411,900	定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額 円 229,700	基準給料 月額 円 276,000	基準給料 月額 円 330,000	基準給料月 額 円 411,900
備考					備考				
(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。					(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。				
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。					(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。				

(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>26 附則第8項又は第9項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。</p> <p>28 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項から第10項まで及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>26 附則第8項又は第9項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第1項、第26条第3項の規定を適用する。</p> <p>28 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項から第10項まで、第12条、第13条及び第30条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

20 議案第19号関係

おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの <b>実費額</b>により支給する。</p> <p>8～15 略</p> <p>第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について <b>実費額を異にする理由を生じた場合、日当については定額、宿泊料については額の多い方の実費額</b>を支給する。</p> <p><u>(宿泊料)</u></p> <p><b>第17条 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として第39条第3項各号のいずれかに定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</b></p> <p>2 略</p> <p>(着後手当)</p> <p>第20条 着後手当の額は、県外赴任する者には別表第1の日当定額の5日分及び <b>規則で定める宿泊料実費額の5夜分を</b>、県内赴任する者には別表第1の日当定額の3日分及び <b>規則で定める宿泊料実費額の3夜分を限度として、現に宿泊した夜数により算定される額とする</b>。ただし、12キロメートル未満の地から赴任する者には、これを支給しない。</p> <p>(航空賃及び車賃)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの <b>定額</b>により支給する。</p> <p>8～15 略</p> <p>第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について <b>定額を異にする理由を生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料</b>を支給する。</p> <p><u>(宿泊料)</u></p> <p><b>第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</b></p> <p>2 略</p> <p>(着後手当)</p> <p>第20条 着後手当の額は、県外赴任する者には別表第1の日当定額の5日分及び <b>宿泊料定額の5夜分に相当する額</b>、県内赴任する者には別表第1の日当定額の3日分及び <b>宿泊料定額の3夜分に相当する額とする</b>。ただし、12キロメートル未満の地から赴任する者には、これを支給しない。</p> <p>(航空賃及び車賃)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1) 略</p>

改 正 案					現 行					
<p>ア <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の旅費法」という。）</u>第34条第1項第1号ロに規定する特定航空旅行（以下「特定航空旅行」という。）をする者については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合</u></p> <p>(法と規程との関係)</p> <p>第41条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、<u>改正前の旅費法</u>及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の規定を準用する。</p>					<p>ア <u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u>第34条第1項第1号ロに規定する特定航空旅行（以下「特定航空旅行」という。）をする者については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法と規程との関係)</p> <p>第41条 この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、<u>国家公務員等の旅費に関する法律</u>及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の規定を準用する。</p>					
別表第1 <u>(第16条、第18条、第20条関係)</u>					別表第1 <u>(第16条—第18条、第20条関係)</u>					
<u>国内旅行の日当及び食卓料</u>					<u>国内旅行の日当、宿泊料及び食卓料</u>					
区分	県	日当(1日	食卓料(1夜に	備考	区分	県	日当(1	宿泊料	食卓料(1	備考
	内	当たり)	つき)			内	日当た		夜につ	
	外					外	り)		き)	
職員	県		2,200円		職員	県		9,800円	2,200円	
	内					内				

改正案					現行					
	県外	2,000円				県外	2,000円	10,900円		
医師	県内		2,600円		医師	県内		11,800円	2,600円	
	県外	2,000円				県外	2,000円	13,100円		
別表第4（第34条関係） 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料 略 備考 1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、 <u>改正前の旅費法</u> 別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。 2 略					別表第4（第34条関係） 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料 略 備考 1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律</u> 別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。 2 略					
別表第5（第35条、 <u>第35条の2</u> 、第37条関係） 外国旅行の支度料及び死亡手当 略					別表第5（第35条、第37条関係） 外国旅行の支度料及び死亡手当 略					

(2) おいらせ町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
（関係者に対する費用弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例</u> （平成18年おいらせ町条例第47号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	（関係者に対する費用弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>おいらせ町職員に関する旅費支給条例</u> （平成18年おいらせ町条例第47号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(3) おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の旅費の額については、おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例(平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の旅費の額は、次の区分による額とする。</u></p> <p><u>(1) 別表第1に掲げる職員 おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例(平成18年おいらせ町条例第48号)別表第1に掲げる副町長に支給する旅費相当額</u></p> <p><u>(2) 別表第2に掲げる職員 おいらせ町職員に関する旅費支給条例(平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。)別表第1に掲げる一般職員に支給する旅費相当額</u></p>
3 略	3 略

(4) おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 出頭人等の実費弁償の額については、<u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例</u>(平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。)の規定による職員の例による。</p>	<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 出頭人等の実費弁償の額については、<u>おいらせ町職員に関する旅費支給条例</u>(平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。)の規定による職員の例による。</p>

(5) おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(旅費の種類及び額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 特別職の職員に支給する内国旅行の旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、一般職の職員の例により計算した額とし、その他の旅費については、別表第1 <u>及びおいら</u></p>	<p>(旅費の種類及び額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 特別職の職員に支給する内国旅行の旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、一般職の職員の例により計算した額とし、その他の旅費については、別表第1 <u>の定めると</u></p>

改 正 案	現 行																																																														
<p><u>せ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例</u> (平成18年おいらせ町条例第47号。以下「<u>旅費支給条例</u>」という。)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p> <p>ただし、岩手県二戸市、軽米町、一戸町、洋野町、九戸村及び秋田県小坂町へ旅行する場合の日当は支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特別職の職員に支給する日額旅費については、<u>旅費支給条例</u>第6条第15項及び第24条の例による。</p> <p>(雑則)</p> <p>第3条 特別職の職員に対する旅費支給については、この条例に定めるもののほか、<u>旅費支給条例</u>の例による。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県内</th> <th>日当(1日当たり)</th> <th>食卓料(1夜につき)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町長</td> <td>県内</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副町長</td> <td>県内</td> <td></td> <td>2,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>1 外国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料略</p> <p>備考</p> <p>1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)</u>別表第2の1の備</p>	区分	県内	日当(1日当たり)	食卓料(1夜につき)	備考	町長	県内		3,000円		県外	2,000円			副町長	県内		2,600円		県外	2,000円			教育長					<p><u>ころにより支給する</u>。ただし、岩手県二戸市、軽米町、一戸町、洋野町、九戸村及び秋田県小坂町へ旅行する場合の日当は支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特別職の職員に支給する日額旅費については、<u>おいらせ町職員に関する旅費支給条例(平成18年おいらせ町条例第47号)</u>第6条第15項及び第24条の例による。</p> <p>(雑則)</p> <p>第3条 特別職の職員に対する旅費支給については、この条例に定めるもののほか、<u>おいらせ町職員に関する旅費支給条例</u>の例による。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県内</th> <th>日当(1日当たり)</th> <th>宿泊料</th> <th>食卓料(1夜につき)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町長</td> <td>県内</td> <td></td> <td>13,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>2,000円</td> <td>14,800円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副町長</td> <td>県内</td> <td></td> <td>11,800円</td> <td>2,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>2,000円</td> <td>13,100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>1 外国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料略</p> <p>備考</p> <p>1 日当及び宿泊料の項中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、<u>国家公務員等の旅費に関する法律</u>別表第2の1の備考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。</p>	区分	県内	日当(1日当たり)	宿泊料	食卓料(1夜につき)	備考	町長	県内		13,300円	3,000円		県外	2,000円	14,800円			副町長	県内		11,800円	2,600円		県外	2,000円	13,100円			教育長					
区分	県内	日当(1日当たり)	食卓料(1夜につき)	備考																																																											
町長	県内		3,000円																																																												
	県外	2,000円																																																													
副町長	県内		2,600円																																																												
	県外	2,000円																																																													
教育長																																																															
区分	県内	日当(1日当たり)	宿泊料	食卓料(1夜につき)	備考																																																										
町長	県内		13,300円	3,000円																																																											
	県外	2,000円	14,800円																																																												
副町長	県内		11,800円	2,600円																																																											
	県外	2,000円	13,100円																																																												
教育長																																																															

改正案	現行
<p>考2に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。</p> <p>2 略</p> <p>2 外国旅行の支度料、旅行雑費及び死亡手当略</p>	<p>2 略</p> <p>2 外国旅行の支度料、旅行雑費及び死亡手当略</p>

(6) おいらせ町議会事務局設置条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(事務局職員の諸給与及び旅費)</p> <p>第6条 事務局職員の給料その他の諸給与及び旅費の支給に関しては、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号)及び<u>おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例</u>(平成18年おいらせ町条例第47号)の定めるところによる。</p>	<p>(事務局職員の諸給与及び旅費)</p> <p>第6条 事務局職員の給料その他の諸給与及び旅費の支給に関しては、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号)及び<u>おいらせ町職員に関する旅費支給条例</u>(平成18年おいらせ町条例第47号)の定めるところによる。</p>

2 1 議案第 2 0 号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案							現 行						
別表第 1 (第 3 条関係) 町長の附属機関							別表第 1 (第 3 条関係) 町長の附属機関						
附属機 関	所掌事項	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	会長等 の選任 方法	庶務 担当 課	附属機 関	所掌事項	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	会長等 の選任 方法	庶務 担当 課
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
おいらせ町地域公共交通会議	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 (3) 地域公共交通会議の運営方法その他町長が必要と認める事項	20名以内 (公募による者を含む)	(1) 町の職員 (2) おいらせ町を営業区域に含む一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) おいらせ町を営業区域に含む一般貸切旅客自動車運送事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 (5) 住民又は公共交通機関の利用者 (6) 青森運輸支局長又はその指名する者 (7) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、おいらせ町において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (9) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他町長が必	2年以内	(1) 会長の互選 (2) 副会長の委員の中から会長が指名	政策推進課	おいらせ町地域公共交通会議	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他町長が必要と認める事項	10名以内 (公募による者を含む)	(1) おいらせ町長が指名する者 (2) おいらせ町を営業区域に含む一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) おいらせ町民又は当該交通機関の利用が想定される町民 (4) 青森運輸支局長又はその指名する者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (6) 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	2年以内	(1) 会長の互選 (2) 副会長の委員の中から会長が指名	政策推進課

改 正 案							現 行								
			<u>要と認める者</u>												
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
							<p> <u>おいらせ町福祉有償運送運営協議会</u>  <u>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項を協議すること。</u>  <u>(2) 道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項を協議すること。</u>  <u>(3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し町長が必要と認める事項を協議すること。</u> </p>								
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 2 議案第 2 1 号関係

おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.45</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>
<p><b>第4条 削除</b></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及</p>	<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</u></p> <p><u>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の36を乗じて算定する。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及</p>

改正案	現 行
<p>び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯</p> <p><u>21,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>16,200円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。</p>	<p>び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯</p> <p><u>32,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>16,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>24,150円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.9</u>を乗じて算定する。</p>
<p><b>第7条 削除</b></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</p> <p><u>7,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,850円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金</p>	<p><b>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の9.2を乗じて算定する。</b></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</p> <p><u>9,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,650円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,975円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金</p>

改正案	現行
<p>課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p>	<p>課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.6</u>を乗じて算定する。</p>
<p><b>第9条 削除</b></p>	<p><b><u>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</u></b></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p><b><u>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の8.2を乗じて算定する。</u></b></p>
<p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,800円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,200円</u>とする。</p>
<p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,800円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,200円</u>とする。</p>
<p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）</p>	<p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）</p>

改正案	現行
<p>第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <b>22,120円</b></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <b>15,120円</b></p> <p>（イ） 特定世帯 <b>7,560円</b></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <b>11,340円</b></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <b>7,980円</b></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次</p>	<p>第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <b>19,040円</b></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <b>22,540円</b></p> <p>（イ） 特定世帯 <b>11,270円</b></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <b>16,905円</b></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <b>5,320円</b></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次</p>

改正案	現行
<p>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,660円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,760円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>15,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,400円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,100円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主</p>	<p>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,510円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,255円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,883円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,440円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,340円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>12,075円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主</p>

改正案	現行
<p>を除く。) 1人について <u>5,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,950円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,900円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,400円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,320円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,320円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,160円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,240円</u></p>	<p>を除く。) 1人について <u>3,800円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,650円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,325円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,488円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,600円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,100円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,440円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,440円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,220円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,830円</u></p>

改正案	現行
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,280円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,560円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>780円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,170円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,760円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,360円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,740円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,900円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,520円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,860円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>930円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,395円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,840円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,240円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,080円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,800円</u></p>

改正案	現行
<p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,800円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,710円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,560円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,700円</u></p> <p>3 略</p>	<p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,600円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,140円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,800円</u></p> <p>3 略</p>

23 議案第22号関係

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 教育・保育 法<u>第7条第10項第5号</u>に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(20)～(29) 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び<u>第42条第6項第1号</u>において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第30条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 教育・保育 法<u>第14条第1項</u>に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(20)～(29) 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び<u>第42条第4項第1号</u>において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第30条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事</p>

改 正 案	現 行
<p>業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<b>第42条第3項</b>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<b>同項</b>において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。<b>附則第4項</b>において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<b>第42条第3項第1号</b>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<b>同号</b>において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。<b>附則第4条</b>において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 略</p>	<p>第39条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<b>第42条第1項</b>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<b>第42条</b>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項<b>から第7項まで</b>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を</p>

改正案	現 行
<p>係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2. 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p>	<p>行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>を行う</u> こと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

改正案	現 行
<p><u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p><u>4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応</u></p>	<p><u>2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲</u></p>

改正案	現行
<p><u>じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>6～9</u> 略</p> <p><u>10</u> 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が相当と認めるもの（<u>附則第5項</u>において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所</p>	<p><u>げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>4～7</u> 略</p> <p><u>8</u> 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が相当と認めるもの（<u>附則第5条</u>において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所</p>

改正案	現 行
<p>及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育事業をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>	<p>及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育事業をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

## 2 4 議案第 2 3 号関係

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表  
(抜粋)

改正案	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 2 項</u>、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに<u>附則第 3 項</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 1 6 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに<u>附則第 3 条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 1 6 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u></p>

改正案	現行
<p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p><u>4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2</u></p>

改正案	現 行
<p>を適用しないこととすることができる。</p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 町長が、法第24条第3項の規定による</u></p>	<p><u>号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>7 前項(第2号に該当する場合に限る。)</u>の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上の者に限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用</u></p>	<p><u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上の者に限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 略</p>

改正案	現行
<p><u>乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

25 議案第24号関係

除雪グレーダ（3.1m級）購入契約の締結について

## 入 開 札 一 覧 表

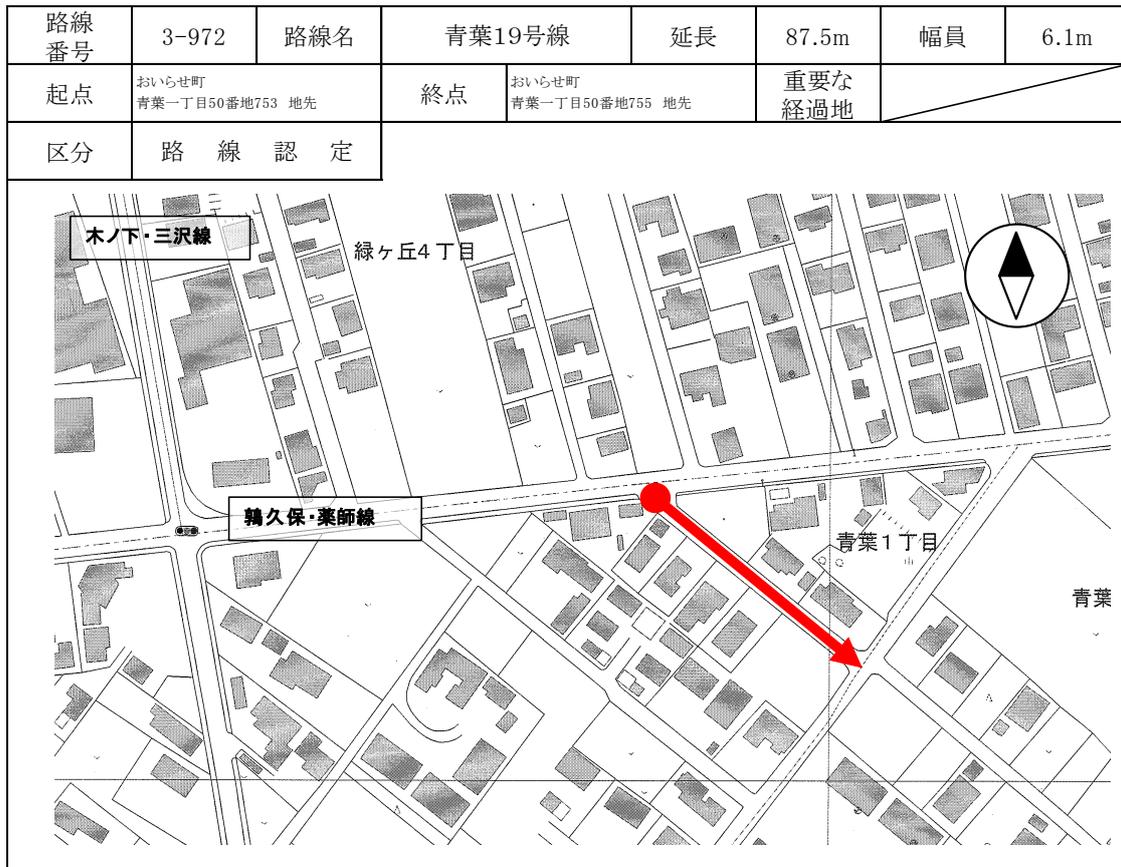
開 札 執 行 日	令和 7年 2月18日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 小向 正志
番 号 ・ 件 名	物 品 第 87 号 除雪グレーダ（3.1m級）購入		
納 品 場 所	おいらせ町	中下田	地内
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	<b>金 33,000,000 円</b>		
予定価格(税込)	<b>金 36,300,000 円</b>		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
有限会社尾崎自動車商会		辞退	
株式会社青工 十和田支店	3	29,300,000	
大和リース株式会社 青森営業所		辞退	
株式会社日商	2	29,200,000	
株式会社カナモト 八戸営業所		辞退	
青森三菱ふそう自動車販売株式会社 八戸営業所		辞退	
コマツカスタマーサポート株式会社 東北カンパニー十和田支店	1	28,800,000	落札
株式会社 レンタルのニッケン 八戸営業所		失格（入札書未提出）	

落札額 28,800,000円（税抜）      契約額 31,680,000円（税込）

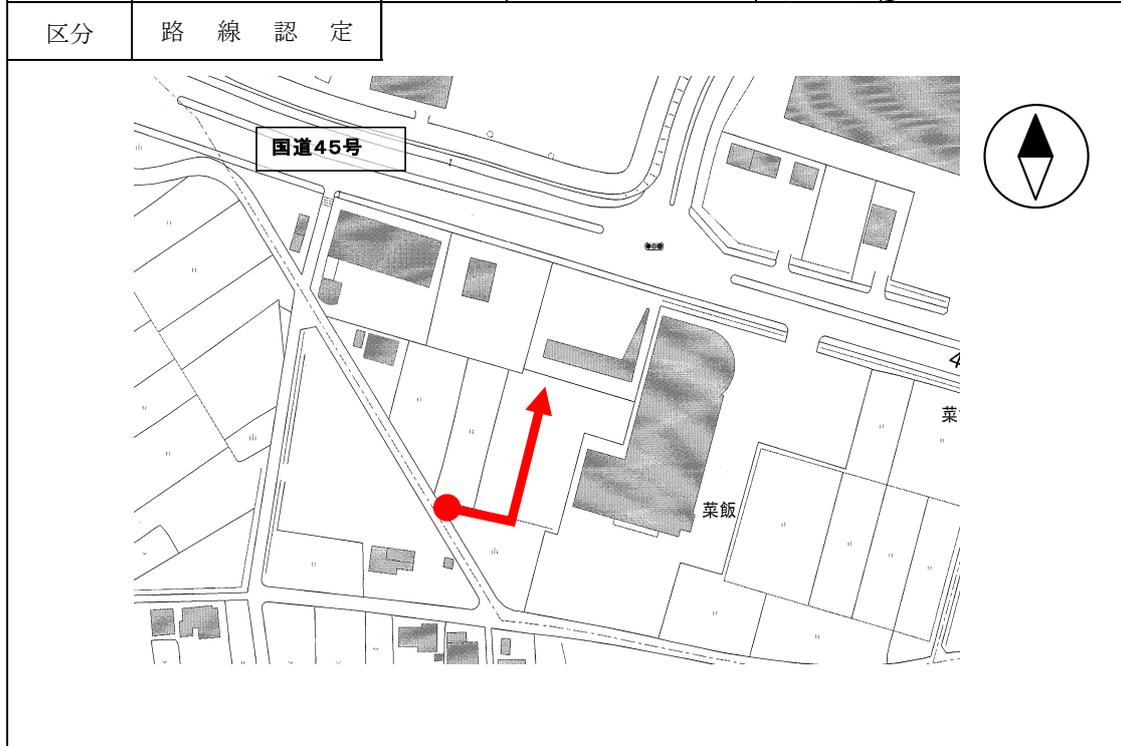
※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

26 議案第27号関係

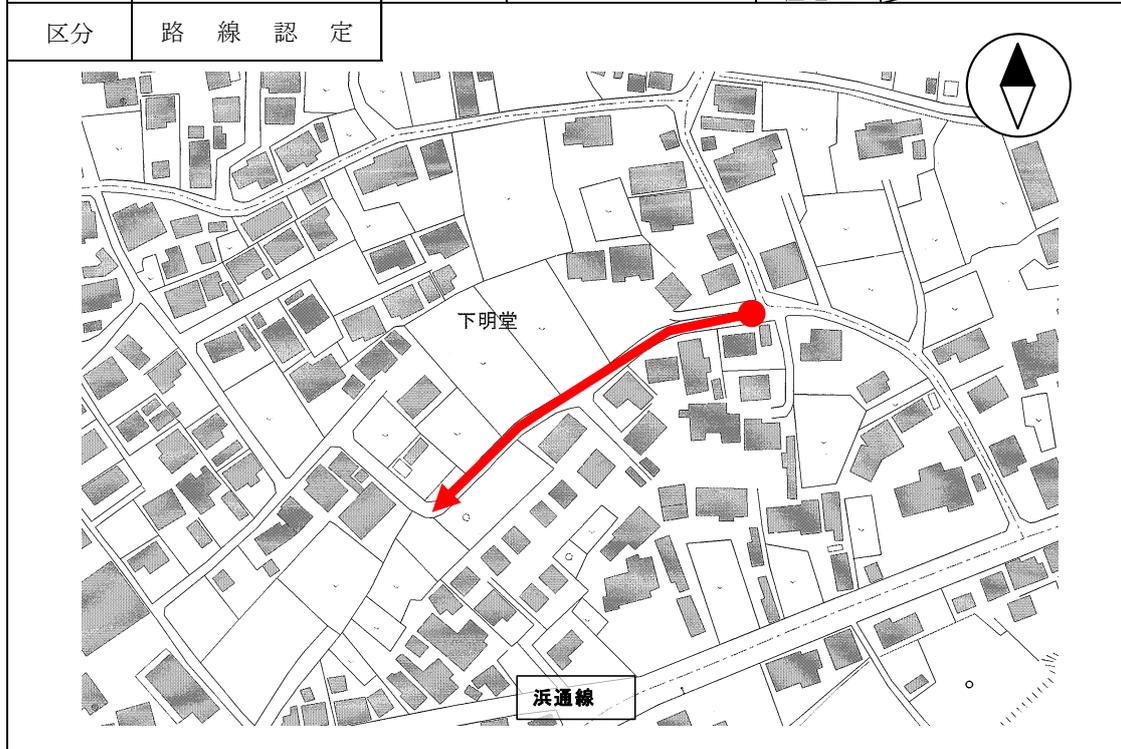
町道の路線認定について 路線図



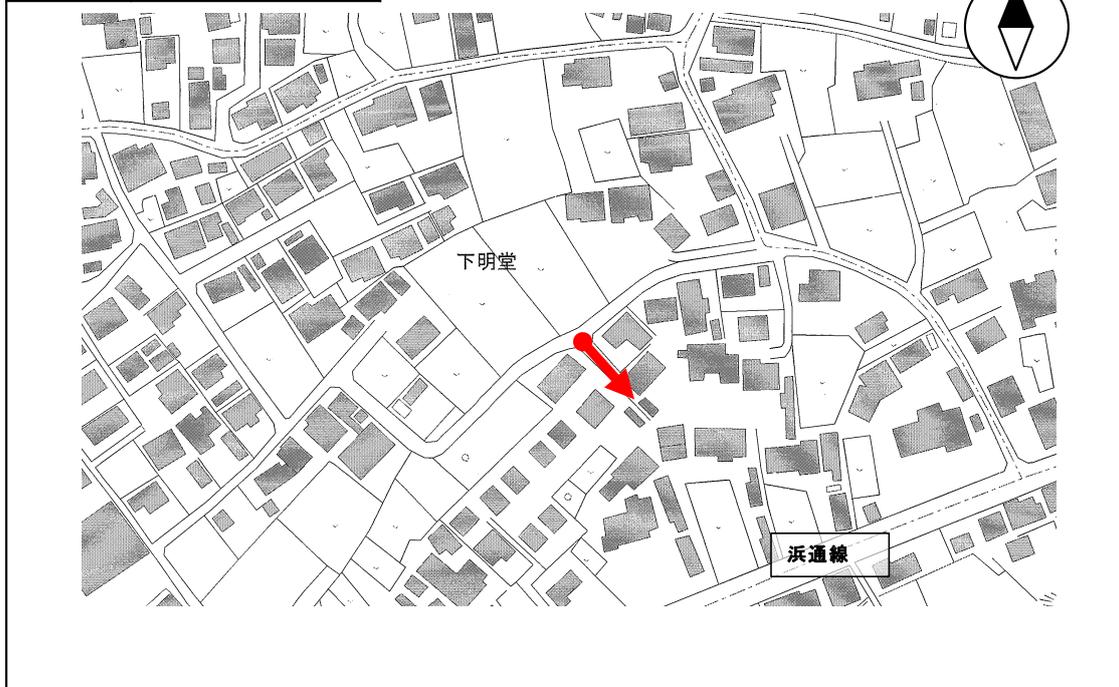
路線番号	3-974	路線名	秋堂9号線	延長	89.3m	幅員	6.7m
起点	おいらせ町 菜飯57番地 地先		終点	おいらせ町 菜飯58番地3 地先		重要な経過地	



路線番号	3-975	路線名	藤ヶ森25号線	延長	144.1m	幅員	6.0m
起点	おいらせ町 下明堂91番地20 地先		終点	おいらせ町 下明堂79番地46 地先		重要な経過地	



路線番号	3-976	路線名	藤ヶ森26号線	延長	18.0m	幅員	6.1m
起点	おいらせ町 下明堂95番地3 地先		終点	おいらせ町 下明堂95番地3 地先		重要な経過地	
区分	路線認定						



路線番号	3-977	路線名	藤ヶ森27号線	延長	124.3m	幅員	4.0m
起点	おいらせ町 下屋敷221番地4 地先		終点	おいらせ町 下屋敷221番地2 地先		重要な経過地	
区分	路線認定						

